
J T 1 5. 外為法 突合情報照会

業務コード	業務名
J T J	外為法 突合情報照会

1. 業務概要

輸出入申告の事項登録情報と外為法関連の電子ライセンス情報との突合結果を照会する業務である。不突合の場合には、突合情報照会情報画面から引き続き、不突合理由を登録できる。

本業務は「外為法 突合情報登録（ＪＴＺ）」業務にて記録済みの突合結果情報を照会するものである（本業務実施時点で突合するものではない）。突合内容の詳細については、ＪＴＺ業務の業務仕様書を参照。

2. 入力者

税関、通関業、輸出入者、航空貨物代理店

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）システムに登録されている利用者であること。

（Ｂ）入力者が税関以外の場合は、以下（ａ）（ｂ）のいずれかであること。

（ａ）入力者が通関業者または航空貨物代理店の場合は、以下のいずれかの利用者であること。

①輸出入申告手続き、輸出許可内容変更申請または輸入特例申告を行った利用者。

②申告等予定者または輸出入申告を行った利用者に対して、申告可能な旨がシステムに登録されている利用者。

③手続きを行った者と利用者コードが異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されている利用者。

（ｂ）入力者が輸出入者の場合は、以下のいずれかであること。

①輸出入申告ＤＢに登録されている輸出入者の情報出力先利用者。

②輸出入申告ＤＢに登録されている輸出入者の情報出力先と異なる利用者の場合は、照会可能な旨がシステムに登録されている利用者。

③輸出入申告ＤＢに登録されている電子ライセンスの所有者。

（Ｃ）不突合理由を登録（更新）する場合は、事項登録者または申告等予定者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

（３）輸出入申告ＤＢチェック

①入力された申告番号が輸出入申告ＤＢに存在すること。

②最新の枝番であること。

③有効な輸出入申告情報であること。（輸出入申告事項登録が完了していること、「申告等手作業移行」や「申告等撤回」がされていないこと）

④不突合理由１または不突合理由２を登録（更新）する場合は、申告の状態が、申告前の状態（事項登録中）であること。不突合理由（申告後）を登録（更新）する場合は、申告後の状態（変更事項登録中）であること。

（４）突合情報ＤＢチェック

①入力された申告番号にかかる突合情報が突合情報ＤＢに存在すること。

②不突合理由を登録（更新）する場合は、突合総合結果が「OK」「MN」以外であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、外為法 突合情報照会情報（輸出）の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 突合情報取得処理

入力された申告番号（および輸出入申告情報に登録されている初回事項登録年月日）をキーに突合情報DBより突合情報を取得する。

(3) 突合情報DB登録処理

- ① 不突合理由を登録（更新）する場合は、突合情報DBに不突合理由と不突合理由登録日時を登録（更新）する。なお、既に不突合理由が登録されている場合は上書きする。（履歴管理は行わない）
- ② 突合総合結果が「NG」の状態の不突合理由を登録（更新）した場合は、突合総合結果を「RS」に更新する。突合総合結果が「RS」の状態の不突合理由を削除した場合は、突合総合結果を「NG」に更新する。

(4) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

- ① 突合後に申告内容が変更されている場合。（申告事項更新日時>突合日時の場合。）
- ② 本業務実施時点にて無効状態の電子ライセンスが存在する場合。（突合時は有効状態であっても本業務実施時点で無効状態の場合がありえるため。）

(5) 出力情報出力処理

後述の出力情報の出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
外為法 突合情報照会情報（輸出）	以下のいずれかの条件を満たす場合に出力 ①申告情報が輸出の場合 ②エラーの場合	入力者
外為法 突合情報照会情報（輸入）	申告情報が輸入の場合	入力者

7. 特記事項

(1) 不突合理由について

突合総合結果が合格（OK）および合格（手作業確認あり）（MN）でない場合は、申告業務を実施することはできない。ただし、申告情報とライセンス情報（および裏書情報）の内容を一致させることができない特別な理由がある場合は、本業務にて不突合理由を明記し、突合総合結果を不突合（理由あり）（RS）とした場合は、申告業務を実施可能とする。

なお、不突合理由は、突合総合結果が合格（OK）または合格（手作業確認あり）（MN）の場合は入力できない。また、記録済みの不突合理由が存在する状態にて突合総合結果が合格になった場合は、記録済みの不突合理由は自動で削除される。

(2) 突合結果の空白の表示について

システムの設定状況により、突合総合結果の判定対象としない突合項目がある。判定対象としない突合項目の突合結果は、合格（OK）、合格（手作業確認あり）（MN）および突合不要（ハイフン）

でない場合は空白にて表示される。システムの設定状況については、NACCS 掲示板の掲載内容を参照のこと。

(3) 申告可能者による照会権限について

利用者Aが、「申告可能者登録（UKY）」業務で、申告可能な利用者として、利用者Bを登録した場合、利用者Aの申告情報について、利用者Bが照会可能となるが、利用者Bの申告情報については、利用者Aが照会することはできない。

利用者Bが、UKY業務で、申告可能な利用者として、利用者Aを登録した場合、利用者Bの申告情報について、利用者Aが照会可能となる。